

個 別 の 人 権 課 題		H I V感染者・ハンセン病患者等		
校 種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面	◎
対 象 学 年 等	第3学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	○
教 科 等	社会		技 能 的 側 面	○
单 元 名	日本国憲法と人権			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 個人の尊厳と人権の尊重の意義について国民と憲法との関わりを中心に理解を深める。
- イ 法の支配の考え方や立憲主義に基づく政治の意義について多面的・多角的に考察し、現代社会に見られる課題について公正に判断する力を養う。
- ウ 現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、国民主権を担う公民として、協力し合うことの大切さについて考え方とする態度を養う。

(2) 単元の計画

- 1次・・・日本国憲法と基本的人権（本時を含む）
- 2次・・・これからの人権保障

2 学習指導要領等の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各分野の目標及び内容〔公民的分野〕

C 私たちと政治

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

（ア）人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。

（イ）民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。

（ウ）日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

（エ）日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（ア）我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 本時の目標

人権の尊重の意義について憲法の役割と基本原則の考え方を中心に理解を深めるとともに、資料から現代の社会的事象に関する情報を収集し、自分の考えをまとめ、表現する。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の役割や人権の尊重の意義について学習する中で、個別の人権課題の一つである「H I V感染者・ハンセン病患者等」に関連する内容を取り扱います。具体的には、国が過去に進めたハンセン病政策が引き起こした人権侵害の問題や、患者等の名誉回復・社会復帰等への国の取組について正しい知識を身に付けることを通して、個人尊重の原理に基づき一人一人の基本的人権が尊重されなければならないという日本国憲法の基本原則の考え方について理解を深めることを大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度
技 能 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>【課題】日本国憲法の基本原則の一つである「基本的人権の尊重」の考え方の基礎にはどのような原理があるのか、国が過去に進めたハンセン病政策を事例として考えてみよう。</p> <p>■学習活動（個人→グループ）</p> <p>【資料を読み、ハンセン病について基本的なことをプリントにまとめ、発表し合おう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病とは、らい菌に感染することで起こる感染症だが、感染力が弱くとてもうつりにくい病気である。 ・たとえ感染しても現在の日本ではほとんど発病しない。 ・明治時代から全国で患者の施設への隔離政策が進められた。 ・1940年代には有効な薬が開発され治療法が確立したが、国による患者の隔離政策は継続され、患者やその家族への偏見や差別の助長につながった。 ・1996年に「らい予防法」が廃止されるとともに、2001年には熊本地裁で原告勝訴の判決が下された。 ・国は控訴しないことを決め、総理大臣談話を発表し、問題の早期解決に取り組む決意を表明した。 <p>■学習活動</p> <p>【なぜ国は控訴することをやめたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長きに渡って人間らしい生活を奪われてきた患者や家族等の状況をこれ以上引き延ばすことはできず、問題を早期に解決することが必要であると、国が判断したため。 <p>■学習活動</p> <p>【熊本地裁判決の一部を読み、「らい予防法」の隔離規定の「違憲性」とは具体的に何を指しているのか考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「違憲」とは日本国憲法の規定に違反していることである。 ・憲法とは国の最高法規であり、国の政治の基本的な在り方が定められている。 ・日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」という個人尊重の原理に基づき、私たちの様々な人権を保障しており、これが「基本的人権の尊重」の基礎である。 ・「らい予防法」に基づき国が行った患者への施設入所政策が、多くの患者を個人として尊重せず、自由で人間らしい生活を奪ったことは、「基本的人権の尊重」に反しており、判決にある「違憲性」とはのことである。 <p>【まとめ】「基本的人権の尊重」の考え方の基礎には、私たち一人一人は自由で人間らしく生きていく個人として尊重される存在である、という個人尊重の原理がある。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【問題の解決に向けて法律等が整備されても、今もなお患者や家族への偏見等が残っているのはなぜか考えてみよう。】</p> <p>（例）正しい知識を身に付けようとせず、過去の国の誤った政策に影響され、今も偏見のある理解にとどまっている人がいるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法ではどのような基本的人権が保障されているのか、次の授業で具体的に確認しよう。 	<p>○資料「ハンセン病の向こう側（厚生労働省）」</p> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病についての正しい知識を確認するとともに、隔離政策の歴史、国の対応や現在の取組等を説明する。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料にある施設入所者やその家族の手記等を読み、それらの人々が強いられてきた生活の過酷さに気付かせる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法とは国や地方公共団体が守るべき法規であることを確認するとともに、基本的人権の具体的な学習に入る前に、基本原則の一つである「基本的人権の尊重」の根底には「個人の尊重」の考え方があることに気付かせる。 <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しいことは何かを自分で考えて判断することが大切であり、一人一人の責任ある行動につながることに気付かせる。 	